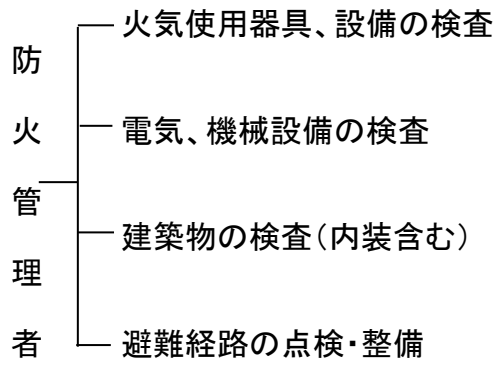
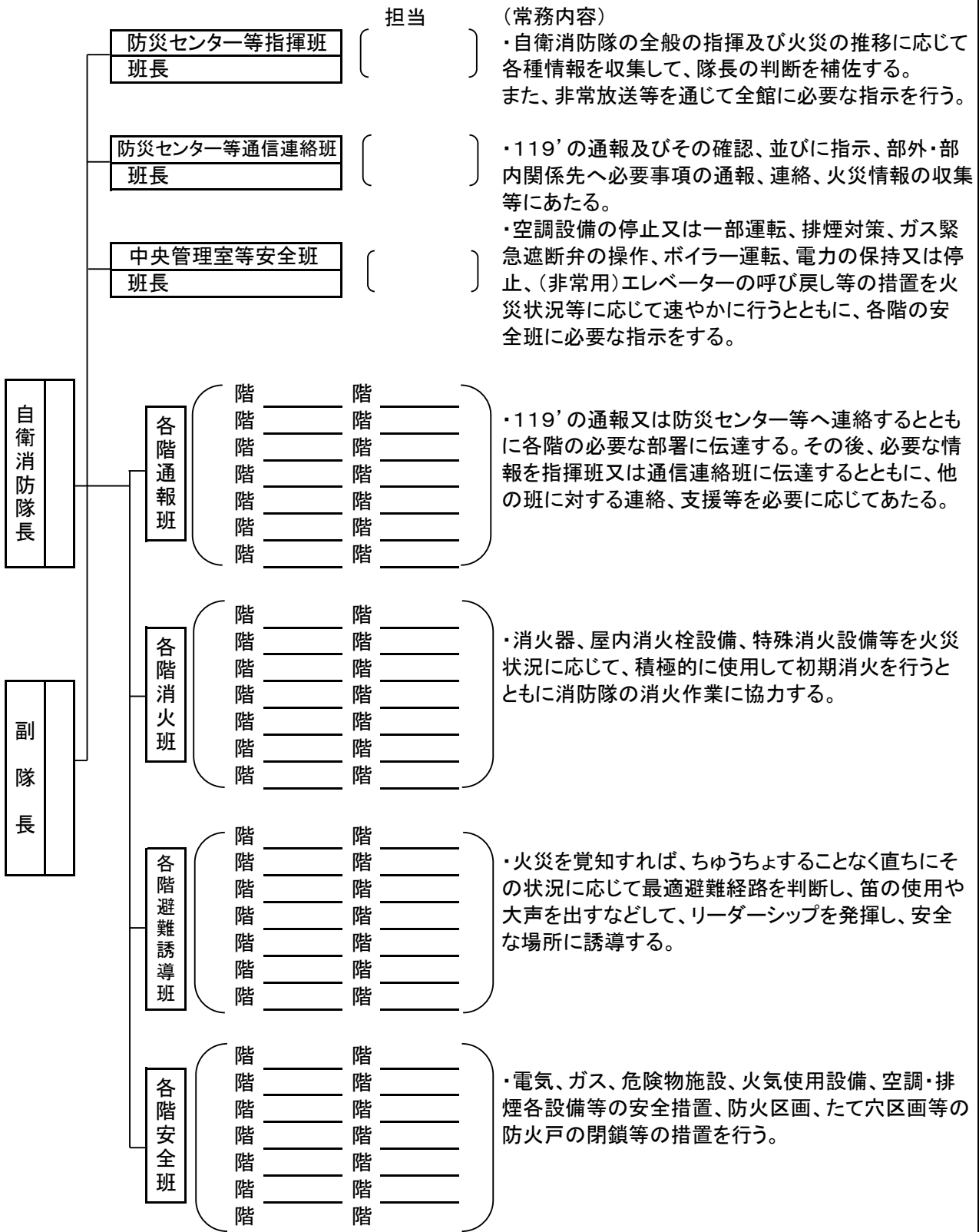


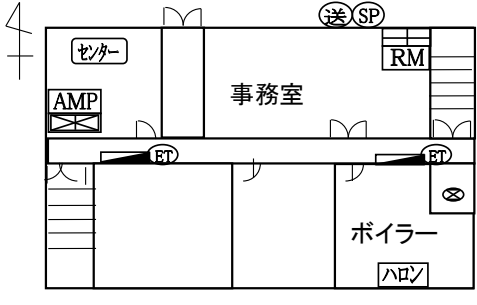
1 防火管理組織 社(店)内の組織として、防火管理業務の分担、処理体系は次のとおりとする。

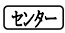
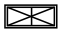
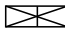
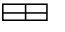





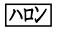
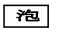
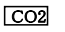



記載例



2 自衛消防隊の組織(本図と異なる組織又は本図に記入できない場合は別紙のとおりとする。)



<p>4 通 報 連 絡</p>	<p>・出火場所→119' (第一報)</p> <p>① 火災発見者等が社(店)内電話を使用して直接119'に通報する。</p> <p>② 火災発見者等は各階に設置された非常電話を使用して指揮班(保安室、事務室、防災センター)に通報する。</p> <p>③ 火災発見者等は社(店)内電話を使用して指揮班(保安室、事務室、防災センター)に通報する。</p> <p>④ 自動火災報知設備受信機により火災を覚知した場合、又は火災発見者等から連絡を受けた場合、保安委員等は119'通報するとともに現場を確認し、状況により全館鳴動及び非常放送をする。</p> <p>⑤ 出火場所からの通報、又は、自動火災報知設備及びスプリンクラー設備など2以上の発報信号が入ったならば、直ちに119'するとともに、現場確認を指示し全館鳴動及び非常放送をする。</p> <p>⑥ 119'通報内容を定めておく。</p> <p>○</p>	<p>・出火場所→指揮班</p> <p>① 火災が発生したことを通報する。</p> <p>② 出火場所の細部(布団売場の南の隅が約10㎡ほど等)を連絡する。</p> <p>③ 初期消火が可能(不可能)の判断を連絡する。</p> <p>④ 初期消火のため応援の必要(不必要)の判断を連絡する。</p> <p>⑤ 一部避難又は全部避難の必要(不必要)の判断を連絡する。</p> <p>○</p>	<p>・指揮班→消防隊</p> <p>① 消防車の誘導を行う。 (表、裏、東西、入口等)</p> <p>② 火災現場への誘導を行う。</p> <p>③ 火災状況、延焼状況等の報告を行う。</p> <p>④ 在館者状況、避難状況、要救助者存否の報告を行う。</p> <p>⑤ 屋外階段、特別避難階段、屋内階段、非常用エレベーターの位置及びその他の消火活動上必要な建物状況を報告し、説明する。</p> <p>⑥ 危険物の存否その他特異状況を報告する。</p> <p>・指揮班→119'</p> <p>⑦ 延焼拡大状況、避難状況、応援要請の有無、必要資機材等を通報する。</p> <p>⑧ その他の細部計画は社(店)内防火規則に定める。</p> <p>○</p>															
	<p>○○○○○○○○ を実施</p>	<p>○○○○○○○○ を実施</p>	<p>○○○○○○○○○○ を実施</p>															
<p>5 防災センター、総合操作盤、自動火災報知設備の受信機、同副受信機、放送設備、非常電話、屋内消火栓設備、特殊消火設備、スプリンクラー設備制御弁、連結送水管・連結散水設備等の送水口の各位置</p>																		
<p>—記載例—</p> 		<p>・上記欄の消防用設備等の設置位置及び避難計画は次のとおりとする。 (避難経路図を見やすい場所に掲示する。)</p>																
<p>凡例:</p> <table border="0"> <tr> <td> 防災センター</td> <td> 総合操作盤、</td> <td> 自動火災報知設備受信機、</td> </tr> <tr> <td> 同副受信機、</td> <td> 屋内消火栓箱、</td> <td> 放送設備操作装置、</td> </tr> <tr> <td> 同遠隔操作機、</td> <td> 非常電話、</td> <td> スプリンクラー設備制御弁、</td> </tr> <tr> <td> ハロゲン化物消火設備、</td> <td> 泡消火設備、</td> <td> 二酸化炭素消火設備、</td> </tr> <tr> <td> 連結送水管送水口、</td> <td> スプリンクラー設備送水口、</td> <td> 連結散水設備送水口</td> </tr> </table> <p>特殊消防用設備等</p>				防災センター	総合操作盤、	自動火災報知設備受信機、	同副受信機、	屋内消火栓箱、	放送設備操作装置、	同遠隔操作機、	非常電話、	スプリンクラー設備制御弁、	ハロゲン化物消火設備、	泡消火設備、	二酸化炭素消火設備、	連結送水管送水口、	スプリンクラー設備送水口、	連結散水設備送水口
防災センター	総合操作盤、	自動火災報知設備受信機、																
同副受信機、	屋内消火栓箱、	放送設備操作装置、																
同遠隔操作機、	非常電話、	スプリンクラー設備制御弁、																
ハロゲン化物消火設備、	泡消火設備、	二酸化炭素消火設備、																
連結送水管送水口、	スプリンクラー設備送水口、	連結散水設備送水口																

凡例： 防災センター  総合操作盤、  自動火災報知設備受信機、
 同副受信機、  屋内消火栓箱、  AMP 放送設備操作装置、  RM 同遠隔操作機、
 ET 非常電話、  ⊗ スプリンクラー設備制御弁、  HFX ハロゲン化物消火設備、
 泡 泡消火設備、  CO2 二酸化炭素消火設備、  送 連結送水管送水口、
 SP スプリンクラー設備送水口、  散 連結散水設備送水口
特殊消防用設備等

6 管理権原が分かれている防火対象物における管理権原の範囲は、次のとおりとする。

7 ① 防火管理を統一的に実施するため、各事業所の管理権原者が協議事項を定め防火管理者を共同により選任する。

② 協議事項は、別添(共同で選任する場合の協議事項)のとおりとする。

○

○ ○ ○ を 実 施

共同により
防火管理
者を選任する
場合

8 消 火 活 動 及 び 安 全 防 護 措 置

・ 初期消火活動

- ① 火を見てもあわてず何が燃えてるかを確認する。
- ② みだりに窓、その他の開口部を開けたり、破壊したりしない。
- ③ とりあえず手近にあるもので叩き消す。
- ④ 消火器などを使用する。
- ⑤ 消火器の使用限度は、火が天井に着火する前までとし、いつまでも消火器に執着しない。
- ⑥ 各階又は各場所の消火器を集めるような時間のかかることは絶対しない。
- ⑦ 屋内消火栓の使用は火災覚知と同時に始める。
- ⑧ 屋内消火栓の操作順序は、消火栓箱に貼付された使用方法による。
- ⑨ ホース延長の際、ホースのねじれ、折り曲げなどの放水障害に注意する。
- ⑩ 屋内消火栓による消火も限度があるので、効果がないと判断したら直ちに避難すること。
- ⑪ 密閉された部屋の部分の開口部を開けるときは、注水の用意ができてからとする。その際は、必ず姿勢を低くする。
- ⑫ 密閉された部屋の開口部を開けたり、破壊された場合は、部屋全体が炎に包まれ、急激な煙の噴出する爆燃的火災現象が発生しやすいので十分注意する。
- ⑬ 火点に注水後は急激に蒸気を含む煙が増加するので驚かない。
- ⑭ タオル等で口を覆い低い姿勢で注水作業を行う。
- ⑮ 延焼はどの部分に及ぶか予測し難いから、周囲の状況に注意し、退路を考え深追いしない。
- ⑯ スプリンクラー設備により自動消火した場合、消火を確認した後、速やかに警戒区域のスプリンクラー制御弁を閉鎖し、水損防止をする。

○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ を実施

・ 消防隊支援活動及び消防隊誘導

- ① 消防隊が現場到着した場合は、火災、延焼状況を通報する。
- ② 消防隊と放水作業等の交替は、円滑に行う。
- ③ 消防隊の要請により、消防隊の消火作業を支援する。
- ④ 消防車両進入障害物を除去し、消防車両を誘導する。
- ⑤ 消防隊員を火災現場に誘導する。

○

○○○○○○○ を実施

・特殊消火設備による活動

- ① 小規模火災のうち消火器を使用する。
- ② 的確な判断により早期に特殊消火設備の使用を決心する。
- ③ 使用時は付近の関係者に注意を喚起する。
- ④ 特殊消火設備を使用した旨を直ちに指揮班に連絡する。
- ⑤ 特殊消火設備を使用した旨を消防隊にも直ちに連絡する。
- ⑥ 使用后、関係者は早期に避難する。
- ⑦ 鎮火後は換気を行った後でなければ絶対入室しない。
- ⑧ 入室は現場責任者の許可を得た後とする。

○○○○○○○○○ を実施

・安全班の活動

- ① 対象物全体の空調設備停止、又は一部運転等の判断を速やかに行う。
- ② 対象物全体の排煙対策を決定する。
- ③ 対象物全体の防火区画、階段区画等の閉鎖状況を確認する。
- ④ 火災の推移に応じ、ボイラー運転又は停止、電力保持又は停止等の必要な措置を行う。
- ⑤ 非常用エレベーター、一般エレベーターの呼び戻しをする。
- ⑥ ガス漏洩事故の際、ガス緊急遮断弁によりガス遮断する。

○

○○○○○○○○○ を実施

・各階安全班の活動

- ① 各階設置の空調設備の停止又は一部運転等の判断を速やかに行う。
- ② 各階に設けられた排煙設備を操作又は作動をさせる。
- ③ 各階の防火区画、各階区画の閉鎖措置又は閉鎖の確認を行う。
- ④ 各階のガス施設その他の危険物施設等の安全措置を行う。
- ⑤ 上記の措置を行った場合は直ちに安全班に通報する。
- ⑥ 安全措置に関する細部計画は社(店)内防火規則で定める。

○

○○○○○○○○○ を実施

9 避難及び避難誘導

<p>・避難の開始</p> <p>-出火場所-</p> <p>① 火災を発見した者は周囲に大声で知らせる。</p> <p>-出火現場から離れた場所-</p> <p>② 責任者はリーダーシップを発揮して的確に現場状況を判断し避難行動を指示する。</p> <p>③ パニックを防止するのは責任者の自信に満ちた指揮と行動であるから、明確に指揮する。</p> <p>④ なるべく制服や腕章を着用している者が、リーダーシップをとる。</p> <p>⑤ 自動火災報知設備等の警報ベルが鳴った時は直ちに避難開始の準備を始める。</p> <p>⑥ 非常放送を聞いて避難行動を決定する。</p> <p>⑦ 非常放送がなければ防災センター、事務室等に問い合わせる。</p> <p>⑧ 応答がなければ状況が悪いと判断して直ちに避難を開始する。</p> <p>⑨ いたずらに騒ぎたて、無秩序な行動をとらせない。</p> <p>⑩ 地震発生ときは、必ず係員が必要な指示をする。</p> <p>○</p>	<p>・避難の方法</p> <p>① 各階の避難誘導班の責任者は状況に応じて、当該場所の最適避難方法を決定する。必ずしも避難パターンは一つに限定しない。</p> <p>② 避難順序は、</p> <p>ア 横方向への避難 (避難橋、連絡通路等の利用)</p> <p>イ 下階方向への避難 (屋外階段又は特別避難階段などの利用)</p> <p>ウ 上階方向への避難 (屋上、屋上避難広場の利用)とする。</p> <p>③ エレベーターによる避難は行わない。</p> <p>④ 避難器具は最終的な方法とする。</p> <p>⑤ 避難場所は予め定められた場所とする。</p> <p>⑥ 必要に応じ応援要請をする。</p> <p>⑦ 必要に応じて、タオル・マスク等を使用する。</p> <p>○</p>	<p>・指揮班の避難誘導</p> <p>① 指揮班による指揮連絡本部を火災後直ちに設ける。</p> <p>② 出火場所のみならず各階の情報把握に努め、全体状況を判断する。</p> <p>③ 火災状況を全館に放送する。特にパニックを防止するため放送内容に注意する。</p> <p>④ 各階ごとに避難方向、階段の状況について必要な指示を与える。</p> <p>⑤ 消防隊に現在の避難状況、誘導方法、残留状況等を詳細に具体的に報告する。</p> <p>⑥ 防災センター(事務室)等は火災発生後はいかなるがあってもできるかぎり無人にしない。</p> <p>⑦ 必要がある場合には避難救護場所の設定をする。</p> <p>⑧ 総合操作盤の担当者に、社(店)内防火規則に定められたマニュアル(操作手順)に従って、総合操作盤の操作を行ったことの確認をする。</p> <p>⑨ 避難の細部計画は社(店)内防火規則に定める。</p> <p>○</p>
<p>○○○○○○○○○○○○○○○を実施</p>	<p>○○○○○○○○○○○○○を実施</p>	<p>○○○○○○○○○○○○○を実施</p>

10 避難・通報・消火訓練計画		
<p>・避難訓練の内容は震災対策を含め、次のとおりとする。</p> <p>① 非常ベル鳴動時の避難準備態勢訓練 ② 館内放送による避難誘導訓練 ③ 各々の場所における最適避難誘導訓練 ④ 責任者、指揮班の指示・命令訓練 ⑤ 安全班における防火戸等閉鎖訓練 ⑥ 各職場ごとに訓練に応じた目標を設定して行き、各人がその任務について熟練できるよう努める。 ⑦ 避難器具操作・取扱い訓練 〔 固定式以外のものは危険を伴うことがあるので十分な注意を払う。〕 ⑧ 訓練は繰り返し行い、徹底する。 ⑨ 全館一斉に各担当部署ごとの連絡協力を行う。 ⑩ 訓練はワンパターン方式でなく、避難時間の短縮など自主的な盛り上げを図る工夫をする。 ⑪ 避難・通報・消火訓練計画の細部については、社(店)内防火規則に定める。</p>	<p>・通報訓練の内容は次のとおりとする。</p> <p>① 119' 通報の疑似訓練を行う。 ② 実際に119' 通報訓練をする場合は消防機関と事前連絡を密にする。 ③ 通報内容は予め定めた文案により正確、迅速に行えるようにする。 ④ なるべく全員が行うようにする。 ⑤ 自動火災報知設備受信機による火災覚知訓練をする。 ⑥ 放送設備による館内放送訓練をする。 ⑦ 社(店)内電話、非常電話により保安室等へ通報する訓練をする。 ⑧ 社(店)内電話により119' し、必要な情報を伝える119' 通報訓練をする。 ⑨ 出火場所及び各班から指揮班へ連絡する訓練をする。 ⑩ 指揮班から各班及び消防隊へ情報伝達する訓練をする。 ○</p>	<p>・消火訓練の内容は次のとおりとする。</p> <p>① 消火器訓練をする。 ② 屋内消火栓設備による操作・放水訓練をする。 ③ 特殊消火設備の模擬操作訓練をする。 ④ スプリンクラー設備の制御弁閉止訓練をする。 ⑤ 安全班による電気・ガス施設、空調設備、エレベーター、排煙設備などの安全措置訓練をする。 ○</p>
○○○○○○○○○○○○○○○を実施		
<p>11</p> <p>訓練実施計画</p> <p>① 消火訓練及び避難訓練を(年1回、年2回)以上実施し、そのうち避難・通報・消火の総合訓練を年1回以上実施する。 ② 訓練実施時はあらかじめ消防機関に通報する。 ③ 訓練内容はできるだけ写真等で記録し、次回の訓練等の参考にする。 ④ 震災対策としての防災訓練を実施する。なお細部については、社(店)内防火規則で定める。 ○</p>	<p>○○○○○○○○○○○○○○○を実施</p> <p>実施時期</p> <p>月 月</p> <p>月 月</p> <p>○○○○○ を実施</p>	
<p>12</p> <p>避難通路等の確保</p> <p>・法令の定めるところにより、避難通路等の確保については次のとおり行う。</p> <p>① 階段、廊下、通路等の避難経路には物品を置かない。 ② 屋外階段、避難階での非常口は鍵をかけない。 ③ 屋外階段、避難階での非常口の錠は、非常錠とする。 ④ 防火戸は正常に作動するよう日頃から維持管理し、防火戸の機能障害を排除する。 ⑤ 避難の経路となる部分及び消火器、自動火災報知設備の受信機、放送設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備制御弁等の周辺は常に整理整頓し、使用を妨げる物品等を置かず、避難及び消火活動の支障にならないようにする。 ⑥ 以上のほか避難通路等の確保について、必要な事項は、社(店)内防火規則に定める。 ○</p>	<p>○○○○○ を実施</p>	

<p>13</p> <p>防火管理者不在時の防火管理体制</p>	<p>① 防火管理者の代行者を定める。</p> <p>② 防火管理者代行者による自衛消防組織は、次のとおりとする。</p> <p>○</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A["自衛消防隊長 (防火管理代行者)"] --- B["各勤務者 ()名 委託警備員 ()名を含む。"] B --- C["119' 通報 ()"] B --- D["消火 ()"] B --- E["避難誘導 ()"] C --- F["担当"] D --- F E --- F </pre> </div>	<p>○ ○ ○</p> <p>を実施</p>
<p>14</p> <p>無人時の対策</p>	<p>・夜間、休日で建物内が全く無人となる場合の対策は次のとおりとする。</p> <p>① 自動火災報知設備の受信機から移報をとり、右の警備会社 警備会社名 () へ機械警備を委託する。 責任者名 (電話)</p> <p>② 機械警備を委託せず、付近の勤務者等から連絡する体制 連絡先 (氏名) をとる。 (電話 - -)</p> <p>○</p>	<p>○ ○ ○</p> <p>を実施</p>
<p>15</p> <p>工事中の防火管理</p>	<p>① 増改築、大規模な修繕、模様替等の工事をする場合、事前に消防機関に相談する。</p> <p>② 使用部分と工事施工部分(元請負人)との間で協議し、共同して防火管理計画を定める。</p> <p>③ 上記工事中における防火管理計画の内容は次の事項とする。</p> <p>ア 工事部分の自衛消防組織に関すること。</p> <p>イ 工事部分の消火、通報、避難に関すること。</p> <p>ウ 工事部分における溶接器・バーナー等の火気使用設備器具、引火性物品、危険物品、喫煙、その他の火気管理に関すること。</p> <p>エ 工事作業員の監督及び防災教育に関すること。</p> <p>オ 使用部分と工事部分との緊急時の連絡方法に関すること。</p> <p>カ 使用部分と工事部分との区画方法に関すること。</p> <p>キ 使用部分の避難に関すること。</p> <p>ク その他必要な事項</p> <p>④ 以上のほか工事中の防火管理について、必要な事項は社(店)内防火規則に定める。</p> <p>○</p>	<p>○ ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>を実施</p>

16 ガ ス 漏 れ 事 故 対 策	<p>① ガス漏れ事故対策は、防火管理者の指示の下に行う。</p> <p>② 平素から、ガス器具、ホース、各コックの老朽、破損等の点検整備をし、不適当な使用は厳に禁止する。</p> <p>③ ガス機器使用後は、必ず閉栓することを義務づけ、夜間、休日は保安員等が点検する。</p> <p>④ ガス漏れ時は付近のガスコックを閉鎖し、火気厳禁とするとともに、次により遅滞なく119'等にガス漏れ状況、爆発状況を詳細に通報する。</p> <div data-bbox="263 504 1109 660"><pre>graph LR; A[ガス漏れ発見者 勤務者又は電話、通行人] -- 口頭 --> B[防災センター]; B -- 119 --> C[消防機関]; B -- 局線 --> D[ガス供給事業]; C <--> ホットライン D;</pre></div> <p>⑤ 通報内容は「〇〇〇でガス漏れがしています(ガス爆発がありました)。所在は〇〇〇〇です。ガス漏れ(爆発)部分は〇階の〇〇です。ガス漏れ範囲は〇〇〇〇〇〇です。」等とする。</p> <p>⑥ 館内への避難通報は混乱を引き起こさぬよう十分に考慮するとともに、ガス漏れの規模、範囲等に応じて最小限の応急措置要員を残し、前記9に準じ避難誘導を行う。</p> <p>⑦ 緊急時には二次災害に十分考慮を払い、必要に応じて時機を失せずガス供給遮断弁を閉鎖する。</p> <p>⑧ 館内通報の内容はおおむね次のとおりとする。</p> <p>ア ガス漏れ事故発生場所とその概要</p> <p>イ 火気使用禁止の指示とその範囲</p> <p>ウ 誘導避難及びその指示等</p> <p>⑨ 消防隊及びガス供給事業者の到着時、実施措置内容、事故概要等の情報を報告するとともに、必要な指示を受け協力する。</p> <p>⑩ 以上のほか、ガス漏れ事故対策について必要な事項は、社(店)内防火規則に定める。</p> <p>○</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 を実施</p>
17 震 災 対 策 措 置	<p>① 建物内の陳列物等の点検を行い、落下、転倒防止対策を行う。</p> <p>② 火気使用設備、器具の落下、転倒防止対策を行い、対震装置の性能確認を行う。</p> <p>③ 危険物施設及び物品の点検検査を行い、流出、落下、転倒防止対策を行う。</p> <p>④ 地震に備え、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等を備え保管する。</p> <p>⑤ 自衛消防隊長は、直ちに隊を編成し、各部署に対し必要な指示、命令を行う。</p> <p>⑥ 各部署の責任者は、地震後ただちに電気設備、危険物施設、火気使用設備について点検、検査を行い、安全を確認する。</p> <p>⑦ 自衛消防隊長は、建物内外の被害状況を適格に把握し、今後の必要事項を指示する。</p> <p>⑧ 地震時の活動は、前4, 5, 8, 9に準じて行う。</p> <p>⑨ 細部事項については社(店)内防火規則で定める。</p> <p>○</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 を実施</p>

18 火気管理	① 各部署ごとに火元責任者を定め法令の定めるところにより、炉・かまど・厨房・ボイラー・ストーブ・こんろ・裸火・喫煙等の火気管理を行わせ、その業務の実施について必要な事項は社(店)内防火規則に定める。 ○	○ ○ を 実 施																									
19 危険物施設	① 許可施設にあつては、危険物取扱者は法令の定めるところにより危険物施設の点検、整備等を実施し、平素から防火管理者と協力して火災予防に努める。 ○	○ ○ を 実 施																									
20 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検計画	<p>① 消防用設備等の法定点検(6か月ごとに機器点検、1年ごとに総合点検)を行い、その点検結果を維持台帳に記録し、__年に1回、消防機関に報告する。</p> <p>② 特殊消防用設備等の点検は、設備等設置維持計画に定める期間ごとに行い、その点検結果を維持台帳に記録し、設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに消防機関に報告する。</p> <p>③ 上記①又は②の自主点検を行い設備の維持管理をし、日常の自主点検の内容、方法等は社(店)内防火規則に定める。</p> <p>④ 上記の法定点検は(自社、委託)で行い、委託の場合の委託先は右のとおりである。</p> <p>○</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="762 672 1046 734">設 備 名</th> <th data-bbox="1046 672 1329 734">委 託 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	設 備 名	委 託 業 者 名																							○ ○ ○ ○ を 実 施
設 備 名	委 託 業 者 名																										
21 防火対象物点検報告	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="215 1568 762 1630"><input type="checkbox"/> 該 当</td> <td data-bbox="762 1568 1329 1630"><input type="checkbox"/> 非 該 当</td> </tr> </table> <p>① 防火対象物点検結果報告の点検票に基づいて点検し、その結果を1年に1回、定期に消防機関に報告する。</p> <p>② 上記の法定点検は、委託で行い、委託の場合の委託先は次のとおりです。 委託先 _____</p> <p>③ 当社職員の点検資格者が行う。</p> <p>○</p>	<input type="checkbox"/> 該 当	<input type="checkbox"/> 非 該 当	○ ○ ○ ○ を 実 施																							
<input type="checkbox"/> 該 当	<input type="checkbox"/> 非 該 当																										

22 防 災 教 育	<p>① 震災対策を含む消防計画の内容、社(店)内防火規則の内容及び各勤務者の任務等を新入社員、勤務者(自衛消防隊員)及び各担当者に教育指導し、その徹底を図る。</p> <p>② 上記の他防災教育についての必要な事項は、社(店)内防火規則に定める。</p> <p>○</p>	○○○ を 実 施
23 維 持 台 帳	<p>① 維持台帳に「防火管理者選任(解任)届出書」、「消防計画」、「社(店)内防火規則」、「消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証」、「使用開始届出書控」、「危険物施設一覧表」、「条例による届出施設一覧表」、「防火管理記録」及び「査察結果通知書」など、その他の必要な図書を編冊し保存するとともに、必要な記録を行う。</p> <p>② 消防法令により必要とされる「消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書」、ボイラー、変電設備等の各種届出を消防機関に届け出、副本を保存する。</p> <p>○</p>	○○○ を 実 施
24 社 (店) 内 防 火 規 則	<p>① 本消防計画を実施するための必要な細部事項は、社(店)内防火規則に定め、その周知徹底を図ることにより、火災予防並びに従業員等の安全確保に努める。</p> <p>○</p>	○○ を 実 施
25	<p>その他必要事項</p> <p>この消防計画は、 年 月 日から適用する。</p>	

